平成２５年（フ）第１２２１４号
千葉県千葉市若葉区大草町433―１
破産者　小川　秀幸
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２２６号
東京都杉並区西荻北３丁目22―５
破産者　松本　　敏
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２２７号
東京都杉並区西荻北３丁目22―５
破産者　松本　直美
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２３５号
東京都世田谷区桜新町１丁目19―14　渡辺ハイツ６Ｆ－Ａ
破産者　菅沼眞喜雄
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２５４号
東京都杉並区善福寺２丁目10―13―202
破産者　古明地孝夫
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２８１号
千葉県八千代市下市場２丁目19―３
破産者　平嶋　隆光
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２８４号
東京都練馬区南大泉１丁目22―20―Ｅ
破産者　佐々木義光
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２９５号
千葉県市川市行徳駅前３－３―17―201、住民票上の住所北海道札幌市西区福井５丁目12―５
破産者　遠藤　　勉
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３１５号
神奈川県川崎市中原区上小田中３丁目23―33―205
破産者　村中　由紀
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３１９号
神奈川県川崎市高津区下作延２丁目15―５―103
破産者　有田　治隆
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３２５号
東京都中野区江古田４丁目23―18―102
破産者　後藤　尚功
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３２６号
埼玉県朝霞市栄町５丁目２－１―415
破産者　後藤　家義
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３４６号
東京都江東区東砂３丁目21―16―602
破産者　山中　昭彦
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３７７号
千葉県船橋市飯山満町２丁目637―19　フレシール７号
破産者　五十嵐悦子
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３８４号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地１街区20棟104号
破産者　小倉　俊夫
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４０９号
東京都足立区竹の塚３丁目11―18―305
破産者　水野　朋子
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４１１号
千葉県千葉市中央区南生実町332―２―101
破産者　高野　弘崇
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４３２号
東京都杉並区高井戸東３丁目６－５―208
破産者　落合　　明
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２８１号
大阪市西成区萩之茶屋２－６―23　キング616号、住民票上の住所大阪市西成区萩之茶屋２丁目１番18号　ホテル愛和410号
破産者　山﨑　　豊
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１２号
茨城県ひたちなか市表町18番７号
破産者　有限会社カシワ花店
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６０２５号
東京都江東区東陽１丁目34―13―501
破産者　小黒　　敬
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部